

身体障害者補助犬法の見直しに関する意見書

身体障害者補助犬法の施行により、身体障害者補助犬使用者の社会参加が促進されたが、一方においては、同法施行後4年が経過しようとする今日においても、補助犬同伴の受け入れ拒否の事例が報告されるなど、多くの問題が残されている。

よって、国におかれては、良質な身体障害者補助犬が育成され補助犬使用者が一層円滑に社会参加を果たすため、次の要望事項に沿って身体障害者補助犬法を見直しされるよう強く要望する。

記

- 1 民間のアパート・共同住宅、職場、学校についても、補助犬同伴の受け入れを義務化すること。
- 2 補助犬同伴の受け入れ拒否に関する苦情申し立てができる救済機関を設けること。
- 3 訓練士（または育成団体）は、事前の承諾を得なくても訓練犬を公共施設及び公共機関へ同伴できるようにすること。
- 4 身体障害者補助犬法の更なる普及活動に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月29日

和歌山県議会議長 向井 嘉久藏

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣